四　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の六の規定

五　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第七十九条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第九十二条第八項若しくは第十項又は第九十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条、第四十八条又は第五十六条の規定

七　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十七条第七項若しくは第九項、第六十八条又は第六十九条第九項若しくは第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条、第四十七条の二、第五十五条の三又は第六十五条の七から第六十五条の九までの規定

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第九十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二の規定

第三十九条の三十九第四項第三号を削り、同条第十四項中「除く。」の下に「として連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額」を加え、同項後段を削り、同条第十五項中「各連結子法人の」を「連結子法人の」に改め、同条第二十二項中「第六十八条の九第十二項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「第六十八条の九第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第六十八条の九第十二項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削り、「応じ」を「応じ」に改める。

第三十九条の四十を次のように改める。

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

**第三十九条の四十**　法第六十八条の十第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第六十八条の十第一項に規定する供用年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。同号及び次項において同じ。）の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　中小連結親法人（法第六十八条の十第二項に規定する中小連結親法人をいう。ロ及び次項において同じ。）又はその中小連結子法人（同条第二項に規定する中小連結子法人をいう。ロ及び次項において同じ。）で、高度省エネルギー増進設備等（同条第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等（同条第二項の規定の適用に係るものに限る。）をいう。ロ及び次項において同じ。）を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。ロにおいて同じ。）

ロ　高度省エネルギー増進設備等を取得し、又は製作し、若しくは建設した中小連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び高度省エネルギー増進設備等を取得し、又は製作し、若しくは建設した各中小連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額

2　法第六十八条の十第八項において準用する法第六十八条の九第十三項第二号及び第五号に規定する政令で定める金額は、中小連結親法人又はその中小連結子法人で、当該連結事業年度において高度省エネルギー増進設備等を事業の用に供したものの当該高度省エネルギー増進設備等につき法第六十八条の十第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額とする。

第三十九条の四十一第四項第一号中「この項及び第六項第一号」を「この項」に改め、同条第五項第一号中「次号」の下に「及び次項第一号」を加え、同条第六項中「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第六十八条の九第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第六十八条の十一第十一項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を「指定事業の用に供した」に改め、同条第七項中「第六十八条の十一第十二項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「第六十八条の十一第十三項第一号及び第三号」に改め、「及び法第六十八条の十一第十二項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削り、同条第八項を次のように改める。

8　法第六十八条の十一第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）、第一章の二（第二節を除く。）及び第四章並びに地方法人税法第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第七十一条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第八十一条の十九第四項第一号ロ若しくは第二号ロに規定する連結確定申告書に記載すべき同法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、当該金額から当該金額に含まれる法第六十八条の十一第五項の規定（次号から第六号までにおいて「特別税額加算規定」という。）により加算された金額を控除した金額とする。

二　法人税法第八十一条の三十一第一項に規定する連結所得に対する法人税の額は、当該連結所得に対する法人税の額から当該連結所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

三　法人税法第百三十五条第二項に規定する連結所得に対する法人税の額は、当該連結所得に対する法人税の額から当該連結所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

四　地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額から当該地方法人税額に係る同法第六条に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

五　地方法人税法第二十三条第一項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該基準法人税額に対する地方法人税の額から当該基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同項に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

六　地方法人税法第二十九条第二項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額から当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同条第一項に規定する所得基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

第三十九条の四十三第三項第一号中「及び第五項第一号」を削り、同条第五項中「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第六十八条の九第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第六十八条の十一第十一項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を「指定事業年度」に、「取得し、又は製作した